

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下、本会という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関する事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 本会の目的に賛同した助産師養成課程を有する団体は、入会届を本会に提出し、理事会の承認を受けることで正会員となることができる。

2 理事会は、入会届が出された団体に助産師養成課程があることを確認できたときは入会を承認する。

(個人会員)

第3条 本会の目的に賛同した助産師資格を有する個人は入会届を本会に提出することにより個人会員となることができる。

2 理事会は、入会届が出された個人に助産師資格があることを確認できたときは入会を承認する。

(賛助会員)

第4条 本会の事業に賛助するために入会届を本会に提出した団体は賛助会員となることができる。

2 会長は新たに賛助会員となった者を理事会において報告しなければならない。

(名誉会員)

第5条 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者は、理事会の承認を得て名誉会員となることができる。

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員100,000円

(2) 個人会員5,000円

(3) 賛助会員70,000円

(会員の特典)

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 本会が刊行するニュースレターを無料で配布を受けることができる。

(2) 本会が発行する研究・調査等の資料を受けることができる。

(3) メール等による情報提供を受けることができる。

(4) ホームページ内の会員のページを閲覧することができる。

(5) 本会が主催、共催する研修会、セミナーに会員料金で参加することができる。

(会費の使途)

第9条 7条の会費は、毎年事業年度における会計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第10条 会員の除名は定款第12条の規程に沿って行う。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があても返還しない。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この改正は、平成21年6月5日より施行する。但し、第7条第2項について、任意団体としての全国助産師教育協議会の平成21年度の会費のうち正会員の未納部分については、なお従前の任意団体助産師教育協議会の会費規程により50000円とする。

附則

1 この改正は、平成22年2月12日より施行する。